

いじめ問題防止基本方針全体計画

学 校 教 育 目 標

教育基本法
学校教育法
学習指導要領

油久のよさを生かし、進んで学び、たくましく生きる力を備えた人間性豊かな子供を育てる

進んで学ぶ子
よく考え、
進んで学習する子供

助け合う子
礼儀正しく、
思いやりのある子供

たくましい子
粘り強く最後まで
やり抜く子供

地域の実態
児童の実態
保護者の願い
教師の願い

いじめ問題の克服を目指して

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある他の児童生徒が行う心理的、物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。（文部科学省）

いじめは、人間の尊厳性や人格を無視する卑劣な行為である。すべての子供たちが、心豊かに、勇気と希望をもって力強く生きていくために、子供たちにかかわるすべての人々が協力して取り組まなければならない。

《努 力 点》

- ・ 全教育活動の中で、全職員の共通理解によるいじめ防止のための指導の徹底を図る。
- ・ アンケート調査、教育相談の実施等、子供の実態把握に努める。
- ・ 心の教育推進委員会の充実、いじめに対する教職員の資質向上に努める。
- ・ 学校と家庭、地域社会の連携を深め、いじめ防止・早期発見・対処に努める。

生きる力を育む授業の改善 ・ 子供のよさを生かす指導法の研究と自己教育力の育成 ・ 体験的学習を重視した問題解決力の育成 ・ 学習意欲を喚起する学習環境の整備	いじめ問題への取組の徹底 1 全ての教師が自分の学校、学級でいじめが起こり得との認識をもち、子供が相談しやすい関係・雰囲気作りに努める。（SOS の出し方教育） 2 家庭や地域におけるいじめ等に関する情報が学校に寄せられるよう開かれた学校づくりに努めるとともに、PTA や関係機関・団体等との協力体制を確立する。 3 いじめ問題を考える週間、人権月間、道徳教育、特別活動、情報モラル指導、各教科指導等を通して、すべての子供に対し生命や人権の大切さの指導を徹底する。 4 学校生活アンケートや学校楽しいーと、子供の日々の表情や言動、交友関係、服装等の変化など、あらゆる機会をとらえ、いじめの早期発見に努める。 5 遅刻や欠席は、いじめのサインである場合が多いとの認識をもち、欠席理由や所在を確実に確認し、学校全体で把握しておく。 6 子供や保護者からの相談や訴えに対して、どんな些細なことでも親身に応じ、誠意をもって対応する。 7 いじめが発生したり、いじめのサインをとらえたりした場合は、担任一人で解決しようとせず、必ず校長まで報告し、養護教諭等と連携し、全職員が一体となっていじめられている子供を守り抜くという意識の下、早急な解決に取り組む。 8 いじめる子供に対しては、いじめは人間として絶対に許されない行為であることを保護者と連携しながら、十分理解させる指導を根気強く行う。 9 いじめた子供が、いじめを繰り返したり、いじめられる側に回ったりすることのないよう継続して指導する。 ・ いじめに係る行為が止んでいるか ・ 被害児童が心身の苦痛を感じていないか	全職員で取り組む生徒指導態勢の確立 ・ 共通理解に基づく共通実践（心の教育推進委員会） ・ 職員研修の充実（教育相談事例研究会、生徒指導研究会、SOS の受け止め方等）
豊かな情操と正しい判断力の育成 ・ 生命尊重を重視した総合単元的指導の充実 ・ 読書活動の推進		一人一人を大切にする学級経営の充実 ・ 子供一人一人が存在感のもてる学級づくり ・ 一人一人の違いを認める日頃の学級経営 ・ 学級活動の充実
自主的、自発的、実践的な態度を養う特別活動の推進		家庭、地域社会との連携 ・ 学校だより ・ 家庭教育学級の充実 ・ 教育相談の充実 ・ 学校評議委員会 ・ 町生活指導研究協議会 ・ 子供育成会・地域子供会
・ ボランティア活動の促進と勤労精神の育成 ・ 異年齢集団による活動の充実 ・ 学級活動、児童会活動の充実		関係機関との連携 ・ 町教育委員会 ・ 家庭児童相談室 ・ 熊毛教育事務所教育相談 ・ 県総合教育センター ・ 児童総合相談センター ・ スクールカウンセラー ・ 警察